

Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会（第2回）

議事要旨

日時：令和元年9月19日（木）15:00～17:00

場所：経済産業省本館2階 西3共用会議室

出席委員（13名）

柳川座長、宍戸副座長、稲谷委員、岩田委員、上野山委員、落合委員、鬼頭委員、久禮委員代理、坂井委員、白坂委員、増島委員、市川オブザーバー、須賀オブザーバー

議事概要

経済産業省より検討会中間報告書の全体像と各章に係る論点の内容、論点について説明がなされ、その後討議が行われた。主な意見は以下の通り。

○「ガバナンスモデル改革の目的」（1章）について

- 「生態的に落ち着いた状態」を前提とした法規制が徐々にコントロールを失い、国家の役割が変化している。従来、基本としてきた価値観にも、歴史性、地域性があったかもしれない中で、なお残る価値とは「ハピネス」の様なものではないか。
- 本報告書のテーマは、時代の変化を受け、主権国家というもののポジショニングの変化にあるのではないか。
- 法・アーキテクチャ・市場・規範の中で、法に寄った議論になっている。また、国家の概念を超えた問題も含めてもう少し広い概念で整理する必要があるのではないか。
- 「アーキテクチャ」について述べる理由の説明が必要だ。アーキテクチャが規制と同様に人の行動や価値に影響、制約を与える状況になっている旨を表現した方が良い。
- 「人間中心」の目標を掲げた上で、その具体的な実現手段、中間目標として、「イノベーションの促進」と「トラスト確保」を位置付けると良い。
- トラストの定義とその背景の説明を丁寧にする必要がある。

○「ゴールベースの規制と説明責任の重視」（2章）について

- 行動の規律付けというものは、ハードローだけではなく、ソフトロー、社会規範、市場メカニズムや信頼関係等、様々なものがある。ハードローは技術の革新に追いついていないが、その追いつかない部分をその他の要素が補っている部分がある。
- 規制には、イノベーションの促進・抑制の両面があり、制裁が強い国にイノベーション投資が促進される場合もある。規制自体を不要とするイノベーションも存在する。

- トラストが不足するものに対するアシュアランスは、制度としての監査の他、ボランティアなアクション、説明責任としてのピアレビュー等、多様な方法がある。
 - 「ゴールベース」「プリンシプルベース」「リスクベース」「アウトカムベース」「技術中立」等の概念整理については、既存のものを踏まえた上で整理した方が良い。
- 「規制におけるデータと技術の活用」(3章) について
- 人間中心の実現には、如何に個人がコントロールし、説明責任追及をできるか、例えば、市民を代表する団体等が企業行動をガバナンスする等が考えられる。
 - 「法」の場合は、禁止しても物理的には可能なため、違反があった際に見直しをかけることが可能だった。一方、「アーキテクチャによる規律」による場合は、物理的に不可能となるため、見直しが起きずイノベーションを阻害する懸念がある。定期的な見直しの仕組みを設けることが望ましい。
 - 既存の「法」についても、ベンチャー経営等を勘案すれば、適時に見直されている状況とは言い難いため、立法手法を含め、ガバナンス改革の議論をすべきである。
 - コードになったからといって、行政側の説明責任がなくなるのではなく、むしろ、より重い説明が必要になる旨を記載した方が良い。
 - 従来ガソリン税は電気自動車においては課税が困難であり、GPS測定に基づく等、よりスマートな規律無しにはゴールの達成が困難な例もある。
 - アーキテクチャによるガバナンスでは、そのアーキテクチャになった理由を明記する必要がある。
- 「AI の評価と責任」(4章) について
- 訴追延期合意によって、企業側に情報提供のインセンティブを与えるとともに、行政調査も並行して行う仕組みを提案する。情報を蓄積し、例えば、自動運転車では、事故を起こす確率の高い車両があれば、技術関係者を集めて設計し直す手続きを作る等が考えられる。
 - システムを止められるようにしたり、後で検証できる仕組みの導入も考えられる。
 - AI だからと言って、必ずしも全てブラックボックスを説明できる必要はなく、ケースにより異なるだろう。
 - どの程度のリスクであれば許容できるかの枠組みを定めることも必要だろう。